

令和8年第1回臨時教育委員会

と き 令和8年3月2日(月)

午後4時00分

ところ 小牧市役所東庁舎大会議室

1 開会

2 教育長報告

3 部長報告

4 議題

議案第 7号	議会の議決を経るべき議案について	P 1
議案第 8号	議会の議決を経るべき議案について	P 4
議案第 9号	議会の議決を経るべき議案について	P 8
議案第10号	議会の議決を経るべき議案について	P 11
議案第11号	議会の議決を経るべき議案について	P 14、 別冊 1
議案第12号	議会の議決を経るべき議案について	P 15、 別冊 2 、 別冊 3
議案第13号	通学区域の変更について	P 16
議案第14号	教育委員会規則の廃止について	P 21

小牧市教育委員会議案第7号

議会の議決を経るべき議案について

議会の議決を経るべき議案について教育委員会の意見を求める。

令和8年3月2日提出

小牧市教育委員会

教育長 中 川 宣 芳

小牧市市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について

提出理由

この案を提出するのは、議会の議決を経るべき議案について、意見を申し出るため必要があるからである。

小牧市市立学校設置条例の一部を改正する条例

小牧市市立学校設置条例（昭和39年小牧市条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表小牧市立篠岡小学校の項を削り、同表小牧市立本庄小学校の項の次に次のように加える。

小牧市立桃花台東小学校	小牧市光ヶ丘三丁目50番地
-------------	---------------

別表小牧市立桃ヶ丘小学校の項中「小牧市立桃ヶ丘小学校」を「小牧市立桃花台西小学校」に改め、同表小牧市立陶小学校の項から小牧市立大城小学校の項まで、小牧市立篠岡中学校の項及び小牧市立桃陵中学校の項を削り、同表小牧市立光ヶ丘中学校の項中「小牧市立光ヶ丘中学校」を「小牧市立桃花台東中学校」に改め、同項の次に次のように加える。

小牧市立桃花台西中学校	小牧市桃ヶ丘二丁目1番地
-------------	--------------

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。

（小牧市立学校体育施設使用料条例の一部改正）

2 小牧市立学校体育施設使用料条例（平成8年小牧市条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表運動場の照明設備の項中「小牧市立桃陵中学校」を「小牧市立桃花台西中学校」に改める。

提出理由

この案を提出するのは、篠岡地区における学校規模の適正化に向け、小牧市市立学校の設置及び廃止を行うため必要があるからである。

参考資料

小牧市市立学校設置条例の一部を改正する条例案のあらまし

1 篠岡地区の学校を次の表のとおりとする。（別表関係）

現 行		
区分	名称	位置
小学校	小牧市立篠岡小学校	小牧市篠岡二丁目25番地
	小牧市立桃ヶ丘小学校	小牧市桃ヶ丘二丁目3番地
	小牧市立陶小学校	小牧市大字上末3450番地282
	小牧市立光ヶ丘小学校	小牧市光ヶ丘三丁目50番地
	小牧市立大城小学校	小牧市城山三丁目8番地
中学校	小牧市立篠岡中学校	小牧市篠岡二丁目28番地
	小牧市立桃陵中学校	小牧市桃ヶ丘二丁目1番地
	小牧市立光ヶ丘中学校	小牧市光ヶ丘三丁目52番地

改正後		
区分	名称	位置
小学校	小牧市立桃花台東小学校	小牧市光ヶ丘三丁目50番地
	小牧市立桃花台西小学校	小牧市桃ヶ丘二丁目3番地
中学校	小牧市立桃花台東中学校	小牧市光ヶ丘三丁目52番地
	小牧市立桃花台西中学校	小牧市桃ヶ丘二丁目1番地

2 この条例は、令和9年4月1日から施行する。

小牧市教育委員会議案第8号

議会の議決を経るべき議案について

議会の議決を経るべき議案について教育委員会の意見を求める。

令和8年3月2日提出

小牧市教育委員会

教育長 中 川 宣 芳

小牧山歴史館等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

提出理由

この案を提出するのは、議会の議決を経るべき議案について、意見を申し出るため必要があるからである。

小牧山歴史館等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

小牧山歴史館等の設置及び管理に関する条例（平成30年小牧市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び小牧山城史跡情報館」を「、小牧山城史跡情報館及びこまき歴史発見館」に改める。

第3条の表に次のように加える。

こまき歴史発見館	小牧市小牧三丁目555番地
----------	---------------

第4条中「歴史館等」の次に「（こまき歴史発見館を除く。第17条から第19条までにおいて同じ。）」を加える。

第6条の見出しを「（入館者の義務）」に改め、同条中「常設展示室に入場する」を「歴史館等に入館する」に、「入場者」を「入館者」に、「常設展示室の入場」を「歴史館等の入館」に改め、「並びに」の次に「教育委員会又は」を加える。

第7条の見出しを「（利用の中止命令）」に改め、同条各号列記以外の部分中「指定管理者」を「教育委員会又は指定管理者」に、「入場者」を「入館者」に改め、同条第1号中「入場者」を「入館者」に改め、同条第2号中「指定管理者」を「教育委員会又は指定管理者」に改め、同条に次の1項を加える。

2 教育委員会は、公共の福祉のためやむを得ない理由があるときは、入館者に対して利用の中止を命ずることができる。

第12条中「、この条例及びこれに基づく教育委員会規則の規定」及び「並びに指定管理者の指示」を削る。

第13条の見出しを「（許可の取消し）」に改め、同条第1項中「利用者が」の次に「第6条又は」を加え、「取り消し、又は利用者に対して利用の中止を命ずる」を「取り消す」に改め、同条第2項を削る。

第14条第3項第1号中「前条第2項」を「第7条第1項第2号又は第2項」に改め、「公共の福祉のため利用の許可の取消し又は」を削る。

第20条第1項第2号中「若しくは利用の中止命令」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。

(こまき多世代交流プラザの設置及び管理に関する条例の一部改正)

2 こまき多世代交流プラザの設置及び管理に関する条例(令和2年小牧市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項に次の1号を加える。

(7) 小牧山歴史館等の設置及び管理に関する条例(平成30年小牧市条例第32号)第3条に規定するこまき歴史発見館

提出理由

この案を提出するのは、こまき歴史発見館を設置する等のため必要があるからである。

参考資料

小牧山歴史館等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案のあらまし

- 1 市の歴史及び小牧山の歴史的価値、魅力、自然等に関する情報を発信する歴史館等に次の施設を加える。(第3条関係)

名称	位置
こまき歴史発見館	小牧市小牧三丁目555番地

- 2 こまき多世代交流プラザを構成する施設にこまき歴史発見館を加える。(附則第2項関係)
- 3 その他所要の規定の整備を行う。
- 4 この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。

小牧市教育委員会議案第9号

議会の議決を経るべき議案について

議会の議決を経るべき議案について教育委員会の意見を求める。

令和8年3月2日提出

小牧市教育委員会

教育長 中 川 宣 芳

小牧市立学校運動場照明施設使用料条例の一部を改正する条例の制定について

提出理由

この案を提出するのは、議会の議決を経るべき議案について、意見を申し出るため必要があるからである。

小牧市立学校運動場照明施設使用料条例の一部を改正する条例

小牧市立学校運動場照明施設使用料条例(平成8年小牧市条例第25号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

小牧市立学校体育施設使用料条例

第1条中「運動場の照明施設を利用に供する」を「施設(運動場の照明設備及び体育館の空調設備をいう。)を利用する」に改める。

別表を次のように改める。

別表(第2条関係)

施設		使用料(単位 円)
運動場の照明設備	小牧市立小牧西中学校	1,100
	小牧市立桃陵中学校	
体育館の空調設備	小牧市立小学校	200
	小牧市立中学校	300

備考 使用料は30分を単位とし、1日当たりの使用時間に30分未満の端数が生じたときは、当該端数が15分未満の場合はこれを切り捨てるものとし、15分以上の場合はこれを30分に切り上げるものとする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提出理由

この案を提出するのは、小牧市立小学校及び小牧市立中学校の体育館の空調設備の使用料を定めるため必要があるからである。

参考資料

小牧市立学校運動場照明施設使用料条例の一部を改正する条例案のあらまし

- 1 題名を「小牧市立学校体育施設使用料条例」に改める。(題名関係)
- 2 小牧市立小学校及び小牧市立中学校の体育館の空調設備の使用料は、次のとおりとする。(別表関係)

施設	30分当たりの額
小牧市立小学校	200円
小牧市立中学校	300円

- 3 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

小牧市教育委員会議案第10号

議会の議決を経るべき議案について

議会の議決を経るべき議案について教育委員会の意見を求める。

令和8年3月2日提出

小牧市教育委員会

教育長 中 川 宣 芳

小牧市温水プールの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について

提出理由

この案を提出するのは、議会の議決を経るべき議案について、意見を申し出るため必要があるからである。

小牧市温水プールの設置及び管理に関する条例を廃止する条例

小牧市温水プールの設置及び管理に関する条例（平成3年小牧市条例第14号）は廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に利用者が市に納付した使用料に係る第9条第3項ただし書の規定は、施行日から起算して5年の間は、なおその効力を有する。

提出理由

この案を提出するのは、小牧市温水プールを廃止する等のため必要があるからである。

参考資料

小牧市温水プールの設置及び管理に関する条例を廃止する条例案のあらまし

- 1 小牧市温水プールを廃止する。
- 2 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

小牧市教育委員会議案第11号

議会の議決を経るべき議案について

議会の議決を経るべき議案について教育委員会の意見を求める。

令和8年3月2日提出

小牧市教育委員会
教育長 中川 宣芳

令和7年度小牧市一般会計補正予算（第9号）のうち教育委員会分について

補正内容

- (1) 歳入歳出予算補正
- (2) 継続費補正
- (3) 繰越明許費補正
- (4) 地方債補正

提出理由

この案を提出するのは、議会の議決を経るべき議案について、意見を申し出るため必要があるからである。

小牧市教育委員会議案第12号

議会の議決を経るべき議案について

議会の議決を経るべき議案について教育委員会の意見を求める。

令和8年3月2日提出

小牧市教育委員会

教育長 中川 宣芳

令和8年度小牧市一般会計予算のうち教育委員会分について
内容

- (1) 歳入歳出予算
- (2) 継続費
- (3) 繰越明許費補正
- (4) 債務負担行為
- (5) 地方債

提出理由

この案を提出するのは、議会の議決を経るべき議案について、意見を申し出るため必要があるからである。

小牧市教育委員会議案第13号

通学区域の変更について

通学区域の変更について教育委員会の議決を求める。

令和8年3月2日提出

小牧市教育委員会

教育長 中 川 宣 芳

1 通学区域の変更について

(1) 桃花台東小学校（光ヶ丘小学校の校舎を活用）の通学区域は、次の区域をもって編成する。

ア 篠岡小学校の通学区域

イ 光ヶ丘小学校の通学区域

ウ 大城小学校の通学区域のうち、大草、城山三丁目

(2) 桃花台西小学校（桃ヶ丘小学校の校舎を活用）の通学区域は、次の区域をもって編成する。

ア 桃ヶ丘小学校の通学区域

イ 陶小学校の通学区域

ウ 大城小学校の通学区域のうち、城山二丁目、城山四丁目、城山五丁目

(3) 桃花台東中学校（光ヶ丘中学校の校舎を活用）の通学区域は、次の区域をもって編成する。

ア 篠岡中学校の通学区域

イ 光ヶ丘中学校の通学区域のうち、城山四丁目を除いた区域

(4) 桃花台西中学校（桃陵中学校の校舎を活用）の通学区域は、次の区域をもって編成する。

ア 桃陵中学校の通学区域

イ 光ヶ丘中学校の通学区域のうち、城山四丁目

2 就学校の指定変更について

城山三丁目及び城山四丁目については、居住する児童生徒は、下表のとおり就学校を変更できるものとする。

児童生徒の居住地	通学区域の学校	指定変更できる学校
城山三丁目	桃花台東小学校	桃花台西小学校
	桃花台東中学校	桃花台西中学校
城山四丁目	桃花台西小学校	桃花台東小学校
	桃花台西中学校	桃花台東中学校

3 施行日について

上記通学区域の変更及び就学校の指定変更の取扱いは、令和9年4月1日から施行する。

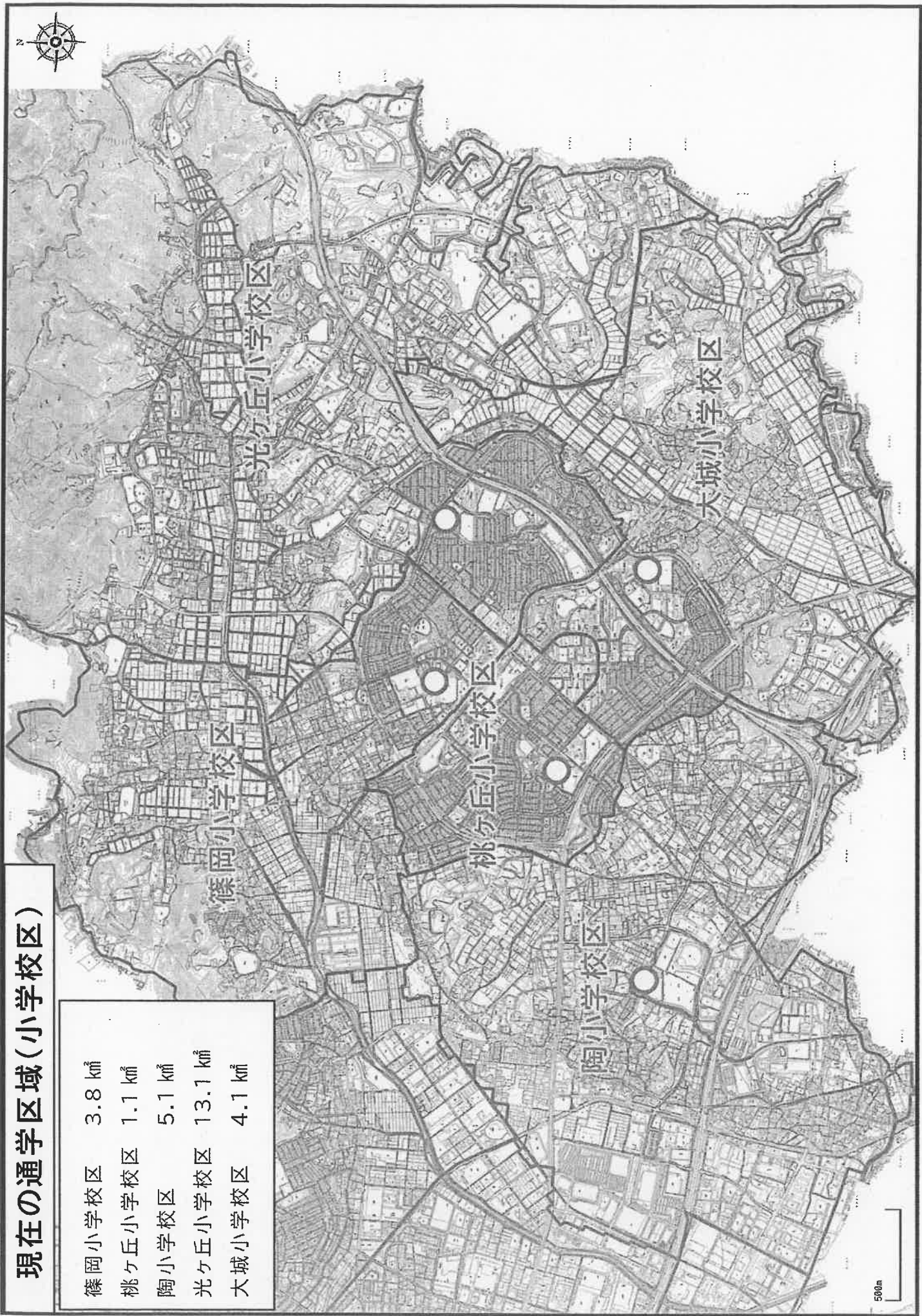
提出理由

この案を提出するのは、通学区域の変更をするため必要があるからである。



現在の通学区域(小学校区)

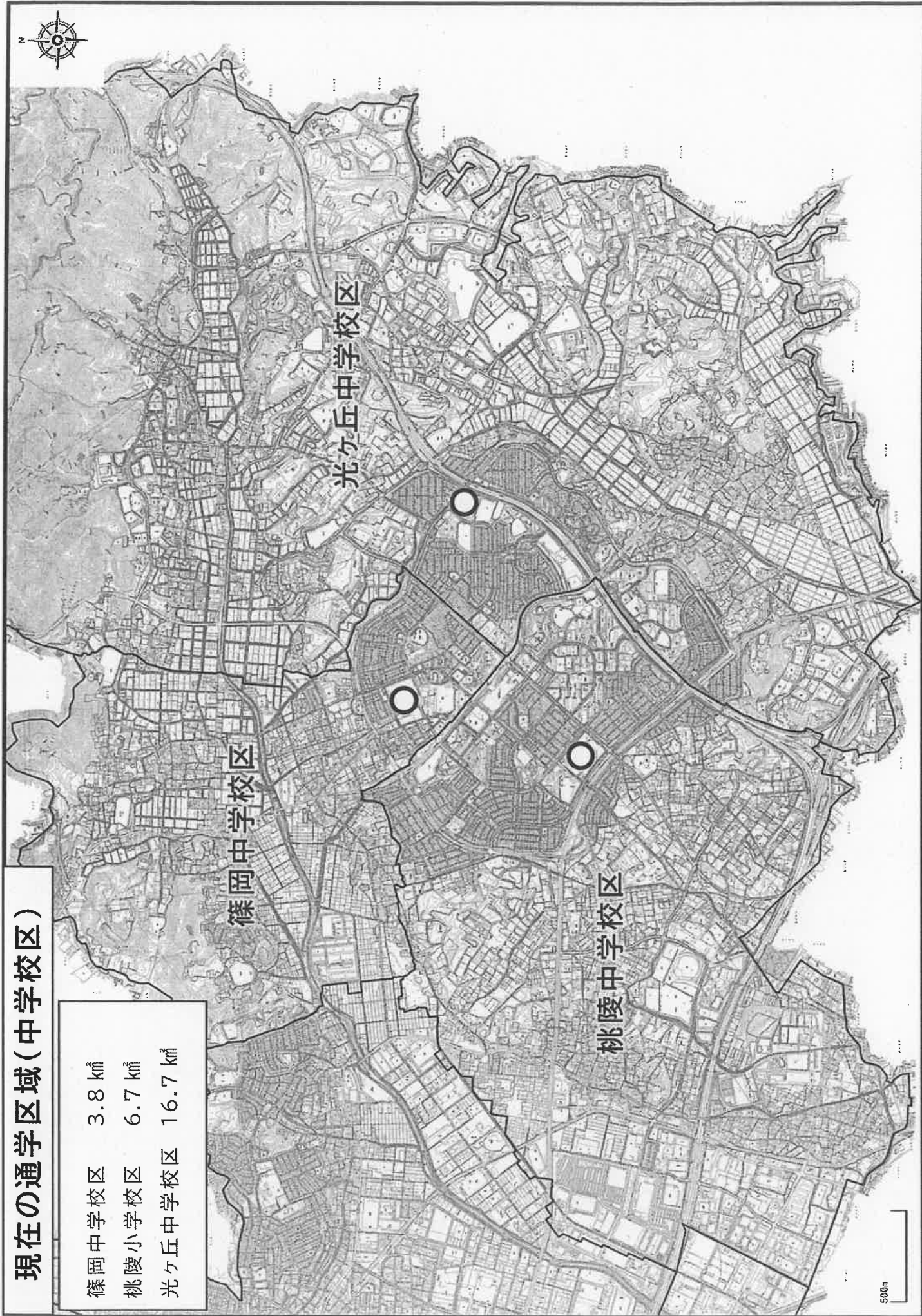
篠岡小学校区	3.8 km ²
桃ヶ丘小学校区	1.1 km ²
陶小学校区	5.1 km ²
光ヶ丘小学校区	13.1 km ²
大城小学校区	4.1 km ²



500m

現在の通学区域(中学校区)

篠岡中学校区	3.8 km ²
桃陵小学校区	6.7 km ²
光ヶ丘中学校区	16.7 km ²



再編後の通学区(小中学校区)

桃花台東小/中学校区	20.3 km ²
※うち、徒歩通学区	5.2 km ²
桃花台西小/中学校区	6.9 km ²
※うち、徒歩通学区	3.5 km ²

桃花台東小学校区

桃花台東中学校区

桃花台西小学校区

桃花台西中学校区

■：スクールバス対象エリア

500m

小牧市教育委員会議案第14号

教育委員会規則の廃止について

教育委員会規則の廃止について教育委員会の議決を求める。

令和8年3月2日提出

小牧市教育委員会

教育長 中 川 宣 芳

小牧市温水プールの管理に関する規則を廃止する規則の制定について

提出理由

この案を提出するのは、小牧市温水プールの設置及び管理に関する条例の廃止に伴い、必要があるからである。

小牧市温水プールの管理に関する規則を廃止する規則

小牧市温水プールの管理に関する規則（平成3年小牧市教育委員会規則第5号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。